

議案参考資料

[平成 29 年第 3 回定例会(9 月)]

[担当課(室)係]

税 務 課 家 屋 担 当

議案名

議案第 57 号 桐生市都市計画税条例の一部を改正する条例案

趣旨・目的

地方税法等の一部が改正されたことに伴い、課税標準の特例について、所要の改正を行おうとするものです。

概 要

主な改正内容は、次のとおりです。

1 都市計画税の課税標準の特例

保育の受け皿整備促進のため、下表の事業に供する固定資産の都市計画税の課税標準の特例を定めるものです。

対象事業	現行	改正案
企業主導型保育事業（新設）	—	本条例の規定により 2分の1

(施行期日：公布の日)

背景・経過

現下の経済情勢等を踏まえ、我が国の経済成長力の底上げなどの観点から、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律(平成 29 年法律第 2 号)が平成 29 年 3 月 31 日に公布され、都市計画税の課税標準の特例措置が実施されました。